

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和５年３月２２日（水）

白井市役所東庁舎３階会議室３０２・３０３

１．教育長開会宣言

２．会議録署名人の指名

３．議決事項

議案第１号 令和５年度教育費補正予算（第１号）に係る意見聴取について

議案第２号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

議案第３号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第４号 白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第５号 行政組織の再編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第６号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第７号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

４．報告事項

報告第１号 令和４年度末及び令和５年度白井市小中学校職員人事異動について

報告第２号 文化センターのあり方検討委員会の提言書について

５．その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委 員 川嶋 之絵

委 員 齊藤 豊

委 員 中里 敏康

委 員 松田 加奈子

○欠席委員等

な し

○出席職員

教育部長 本間 賢一

教育部参事 宗政 隆雄

教育総務課長 金井 早苗

生涯学習課長 寺田 豊

文化センター長 高花 宏行

書 記 中村 妃佐

書 記 鈴木 美菜

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより令和 5 年第 1 回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは初めに、出席者数の報告をいたします。

本日の出席委員数は、5 人全員出席です。

○会議録署名人の指名

○金井教育総務課長 会議録署名人につきましては、教育長より事前に齊藤委員、中里委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○非公開案件について

○金井教育総務課長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第 7 号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」、報告第 1 号「令和 4 年度末及び令和 5 年度白井市小中学校職員人事異動について」は、白井市情報公開条例第 9 条第 1 項第 1 号及び 7 号に該当するため、非公開がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○金井教育総務課長 それでは、議案第 7 号、報告第 1 号は非公開とします。

これより議事に入ります。本日の議事進行については、教育長にお願いいたします。

議案第 1 号 「令和 5 年度教育費補正予算（第 1 号）に係る意見聴取について」

○井上教育長 それでは、3、議事に入ります。

まず、議案第 1 号「令和 5 年度教育費補正予算（第 1 号）に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第 1 号 「令和 5 年度教育費補正予算（第 1 号）に係る意見聴取について」御説明させていただきます。

本案は、令和 5 年第 1 回白井市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございます。

資料の裏面を御覧ください。

令和 5 年度歳出の補正予算になります。1 番、教育総務課、9 款 2 項、小学校費、1 目、学校管理費。小学校教育環境向上事業、17 万 6,000 円の増額です。増額理由については、白井第三小学校の職員室や保健室などの空調設備が故障したため、特別教室等空調設備事業の導入台数を追加することとし、これに伴い、リース料が追加で必要となったことから、所要額を計上するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第 1 号につきまして、御質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第2号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則について」御説明します。

提案理由につきまして、本案は、白井市附属機関条例の一部改正に伴う規則の一部改正を行うため、提案するものです。2ページ目を御覧ください。

白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則について、資料として裏面に新旧対照表を添付しておりますので、併せて御覧ください。

別表、白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会の項を削る。

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございました。

議案第2号につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第3号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第3号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

提案理由について、本案は、白井市教育委員会行政組織規則について、令和5年度の行政組織再編に伴う一部改正や、そのほか所要の改正を行うものでございます。資料を1枚おめくりください。

白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則、資料といたしまして、4枚目から新旧対照表を添付してございます。新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

説明につきましては、主な改正点のみを説明させていただき、字句の整理等については割愛をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の左側の改正案を御覧ください。

第7条、教育委員会の議決事項になります。11号です。こちらにつきましては、教育長は市長が

議会の同意を得て任命するため、教育長の文言を削るものです。

12号について、これまで傷病による休職につきましても、教育委員会議で御審議をいただいておりますが、傷病は個人の責というよりも、医師の診断によるものが大きいことから、分限処分の範囲を傷病を除くものとして条件を付したものでございます。

第17号の教科書を採択することにつきましては、もともとは第10条の教育長の専決事項にございましたが、本来議決事項であり、実際にこれまでも議決していただいておりますので、第10条から移したものです。

第19条の文化財の指定または指定の解除をすることにつきましては、議決事項として取り扱うべきもので、これまでも議決しておりますので、今回の改正に合わせて新設させていただいたものです。

第20号については、現行の表記のままでは、訴訟に係る議決範囲が広いことから、地方自治法第96条に基づき対象範囲を明確にしたものでございます。

続きまして第8条、こちらにつきましては、現行では事務の代理を教育長が自ら判断できるようにも取れてしまうため、教育委員会が教育長を臨時で代理させるものである表記に改めて整理をさせていただいたものです。

第9条の教育長の委任に関する規定については、これまでも、委任事務であっても教育委員会で協議を行ったり、重要なことを報告したりしていますが、ここで県の規則に準じて、改めて明文化させていただいたものです。

新旧対照表、裏面に移りまして、2ページ目、第13条です。部等の設置についてです。

生涯学習課文化班が学芸係となります。こちらにつきましては、学芸員の交流、文化財の保護・活用を効果的に行うため、また、市の行政組織再編の方針に基づき、生涯学習課の文化班と文化センター郷土・プラネタリウム班を統合し、学芸係としたものでございます。

なお、郷土資料館、プラネタリウム館を担当する職員の執務場所は、引き続き文化センター内となります。

このような組織編成の状況から、2ページ目の下段、別表1についても、文化班から学芸係になっております。これに伴いまして、別表2では、所属欄を1列追加し、教育機関のそれぞれの部署が何課に属するかを改めて明記をさせていただいております。

本規則につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、簡単ではございますが議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございました。

それでは、この議案第3号につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 説明ありがとうございました。確認したいのですが、2ページ目の新旧対照表の真ん中より下、文化センターというところから、21条のところ。ここの所属が教育支援課、生涯学習課に変わるということでよろしいでしょうか。今までは文化センターだったと思うのですが、変わった理由をもう一度お願いできますか。

○寺田生涯学習課長 2ページ、3ページにあります資料でございますが、今までは、文化センターにつきましては、3ページの右側、文化センターというところで教育機関の名称がございまして、新たに今度、教育機関の名称が白井市文化センターに変わりまして、所属が今まで白井市文化会館と白井市図書館、郷土資料館とプラネタリウム館も文化センターにあったのですが、それを、白井市郷土

資料館とプラネタリウム館を生涯学習課学芸係に移ります。

理由といたしましては、白井市の職員定数が限られておりまして、それに伴う行政改廃とか、そういうものに対して柔軟に対応していこうということで、白井市の行政組織再編基本方針というのがございます。この中で、班の人数が3人以上と決まっております、文化班は2人だったということから、統合を検討してくれということでございました。

検討に当たりまして、文化班と郷土資料館につきましては、特に埋蔵文化財の取扱いについて、学芸員同士の知識とか技能を共有する必要があるだろうということで、文化班と郷土資料館、プラネタリウム館を統合することが最善ではないかということで、統合することといたしました。

統合に当たり、プラネタリウム館の事務室に職員が入ることができないということ等ございますので、執務場所につきましては、現状のままということになります。

説明としては以上になります。

○齊藤委員 ありがとうございます。定数の確保ということでよろしいですか。各課の各部署の定数の確保のために、こういった統合という形というか、部署が変わったということでよろしいですか。

○寺田生涯学習課長 一つの目的としては、班の基準に合うような形にするということと、学芸員の年齢層が大変離れていたりすることもありますので、その意思疎通を図る上でも、一緒にしてもらったほうがいいのかということで統合という形になりました。

○井上教育長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第4号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第4号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

本案は、主に教育長の決裁事項を追加するなどの改正や、令和5年度の行政組織再編による改正を行うものでございます。1枚おめくりください。

白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令。資料として、4枚目から新旧対照表を添付してございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。

改正案の第4条のところです。部長、課長及び教育機関の長の専決事項を教育長決裁事項及び部課長等の専決事項としております。これまでも運用しておりましたが、部長の休暇申請など、人事事項の決裁権者を教育長と明記し、整理をするものでございます。

部長の決裁区分につきましても、「7級（課長に限る）」から、「部長以外の8級職と7級職（課

長に限る)」に変更をしております。こちらにつきましては、参事職は教育委員会にございまして、8級職になりますので、現行では部長の決裁となっております。こちらも運用に合わせて整理を行うものでございます。

裏面に移りまして、下のほうになりますが、先ほど、生涯学習課の文化班、郷土・プラネタ班が統合して学芸係になった旨の説明をさせていただきましたが、教育機関、教育施設としての郷土資料館とプラネタリウム館は継続しており、記載されております事項につきましては、文化センターの専決事項であるものですので、こちらを整理しております。

この訓令につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号について、御質問がありましたらお願いします。

私からですけれども、先ほどの議案第3号の部分もですが、教育委員会制度の仕組みが変わったことによる変更が主な理由なのかなというふうには思うのですけれども、変更に伴うものが、改定がしていなかったものをここでしているという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○金井教育総務課長 教育長のおっしゃるとおりで、本来ですと地方教育行政法の改正が平成26年度でしたか、そのタイミングでしっかり整理を行い、改正すべき部分が漏れていたというところもありまして、今回、処務規程、ほかの規則もそうですが、ここで整理して改正するものでございます。

○井上教育長 分かりました。他、質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

議案第5号「行政組織の再編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第5号「行政組織の再編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第5号「行政組織の再編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本案は、令和5年度白井市行政組織再編等に伴う規則の一部改正を行うため、提案をするものです。

1枚おめくりください。行政組織の再編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則、裏面に新旧対照表を添付しております。先ほども議案第4号で説明をいたしましたが、教育機関としての郷土資料館とプラネタリウム館は継続しますので、現在使用しております公印や、それぞれの協議会も継続となります。ただ、文化センターから生涯学習課に行政組織としての所属が変わりますので、関係する三つの規則でこの部分を変更しております。

では、第1条、白井市教育委員会公印規則。白井市郷土資料館館長の印の公印管守者を文化センター長から生涯学習課長に変更いたします。第2条第1号、白井市郷土資料館設置管理条例施行規則、

第2条第2号、白井市プラネタリウム館設置管理条例施行規則。この二つ、いずれも協議会の庶務を文化センターから生涯学習課に変更するものでございます。

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございました。それでは、議案第5号につきまして、御質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

議案第6号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第6号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○本間教育部長 議案第6号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

提案理由でございますが、特別支援教育就学奨励費の支給対象者の改正及びその他所要の文言について整理を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

議案について御説明いたします。議案の2枚目、新旧対照表を御覧ください。

第3条1項については、支給対象者の文言を整理し、また、区域外就学の承諾を得て市外の小中学校に通学している児童生徒または、市外に住所を有し、市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者を支給対象者とする規定を1項の次に加えるものでございます。

次に、4条第2項については、第3条の改正に伴い、「前条第3号に規定する」を「前条第1項第3号に該当する」に引用条文を改めるものでございます。同条第3項については、就学援助費と重複する支給は行えないとする規定を生活保護法第12条に規定する生活扶助、同法第13条に規定する教育扶助、白井市就学援助費支給規則に基づく就学援助費その他就学援助費以外の就学に要する経費に係る援助と重複する支給は行わない規定に改めるものでございます。

次に、第5条については、支給の申請について規定されていますが、第3条第1項第3号で支給対象と規定している特別の教育課程を受けるために、通級指導教室、ことばの教室に通学する児童の保護者については、通学費のみを支給することから、収入状況を証する書類等、一部の書類の添付を省略できると規定していましたが、国庫補助の基準に合わせて、他の支給対象者と同様な取扱いとするため、書類の添付の省略ができると規定しているただし書を削除するものでございます。

また、第3項では、申請または届出は、児童生徒が在学する学校の校長を経由して行うものとするとして規定されていますが、第3条の支給対象者に、区域外就学の承諾を得ている児童生徒の保護者の規定を追加したことに伴い、市外の小中学校に通学している児童生徒の保護者からの申請等については、関係教育委員会との協議により、直接教育委員会に提出することがあるため、ただし書により、「第

3 条第 2 項に規定する支給対象者は、この限りではない」という文言を加えるものでございます。

裏面を御覧ください。

第 9 条については、就学奨励費は、教育委員会から直接、受給者に支給するものと規定されていますが、ただし書により、桜台小中学校の学校給食費については、教育委員会から直接、学校に支払うものとする規定されています。しかしながら、実際の事務処理では、全て直接受給者に支給していることから、実際の事務処理に合わせてただし書を削除するものでございます。

次に、第 11 条については、引用条文ずれのため、第 6 条第 1 項を第 5 条第 1 項に改めるものでございます。

次に、別表備考欄については、特別の教育課程を受けるために、通級支援教室、ことばの教室に通学する児童の保護者については、支弁区分にかかわらず、通学費の実費を支給すると規定していましたが、国庫補助基準に合わせて、支弁区分に基づき支給することとするため、削除するものでございます。

議案に戻りまして、1 枚目を御覧ください。

白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則。

白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を次のように改正する。

第 3 条中「は、」の次に、「市内に住所を有し、かつ、白井市立小中学校または白井市立中学校に在学する児童生徒で」を加え、「児童生徒の」を「ものの」に改め、同条第 1 号中「白井市立小中学校または中学校（以下「小学校等」という。）の」を削り、同条第 2 号及び第 3 条を次のように改める。

（2）学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒（前号に該当する児童生徒を除く。）、（3）特別の教育課程を受ける児童生徒（前 2 号に該当する児童生徒を除く。）、第 3 条第 4 号を削り、同条に次の一句を加える。2、前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定による区域外就学の承諾を得ている児童生徒（市内に住所を有し市外の公立の小学校もしくは中学校に在学する児童生徒又は市外に住所を有し白井市立小学校若しくは白井市立中学校に在学する児童生徒をいう。）で前項各号のいずれかに該当するものの保護者にあつては、関係教育委員会と協議の上、支給対象者としてすることができる。

第 4 条 2 項中「前条第 3 号に規定する」を「前条第 1 項第 3 号に該当する」に改め、同条第 3 項中「白井市就学援助費支給規則の規定により就学援助費の支給」を「生活保護法第 12 条に規定する生活扶助、同法第 13 条に規定する教育扶助、白井市就学援助費支給規則に基づく就学援助費その他の就学援助費以外の就学に要する経費に係る援助」に、「就学援助費」を「当該援助」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書を削り、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、第 3 条第 2 項に規定する支給対象者は、この限りではない」。

第 9 条第 1 項ただし書を削る。

第 11 条中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

別表備考を削る。

最後に、附則としまして、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。それでは、この議案第 6 号につきまして、質問等がありま

したらお願いします。

私から確認ですけれども、この改正は、全国的に行われているものなののでしょうか。

○本間教育部長 この改正は、いずれも内容は現行のものと変わっておらず、事務処理上、現在の実情に合わせて文言を整理したものでございます。以上です。

○井上教育長 これは、ほかの教育委員会でも、この時期に行われているものなののでしょうか。

○本間教育部長 ほかの委員会の把握はできておりませんが、先ほどの繰り返しになってしまいますが、事務処理の上で必要な改正でございます。以上です。

○井上教育長 分かりました。ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第6号は原案のとおり決定します。

続きまして、議案第7号と報告第1号は非公開ですので、後にしたいと思います。

報告第2号「文化センターのあり方検討委員会の提言書について」

○井上教育長 報告事項、報告第2号 「文化センターのあり方検討委員会の提言書について」、この提言書でございますが、去る3月2日に私が東庁舎2階会議室において、文化センターのあり方検討委員会の小川委員長から提言書を受け取りましたので、この内容について説明するものでございます。それでは、高花文化センター長、よろしくお願いします。

○高花文化センター長 それでは、報告第2号「白井市文化センターのあり方検討委員会の提言書について」御説明いたします。

この検討委員会は、白井市附属機関条例に位置付けられた機関で、文化センターのあり方について、令和3年1月から令和5年1月にかけて2年間、9回にわたり、調査・審議を進めていただきました。資料として提言書をつけてございますが、主要な点を説明させていただきます。

表紙に「白井市文化センターのあり方検討に関する提言書」と書いてございまして、その次に、小川委員長からの提言の鏡文になっています。

2ページから文化センターのあり方についての提言に入っておりまして、1枚めくっていただきまして、3ページから、実際の各施設の方針というようなことが書いてございます。

検討委員会の提言の内容につきましては、提言書の各施設について出された意見をまとめた後に、枠内にある「基本的な考え」というところに集約をされてございます。

続きまして、こちらが全館、それから文化会館大ホール、中ホール、図書館、郷土資料館、プラネタリウム、共用部分の順に書かれておりますので、御説明をさせていただきます。

まず文化センターは、施設全体としては存続すべきである。市の財政状況を十分に踏まえた上で、改修の内容を検討すべきである。既存不適格部分の改修を適切に行うことが妥当と思われるとなっております。

続いて、各館の基本的な考えについて御説明いたします。

文化会館大ホールについては存続すべきである。以降（座席数は維持し、機能、舞台機構、舞台照

明、舞台音響、映像設備は縮小すべきである）。利用者、来館者に対する安全性の確保を前提とした改修内容とすべきであるとなっております。

続いて、文化会館中ホールについては、一部機能は廃止すべきである。用途の変更、収益施設の導入及び他公共施設機能の導入などを検討し、スペースを有効活用すべきであるとなっております。図書館については存続すべきである。規模（蔵書数、面積）は縮小し、社会変化に合わせた利用形態や他の公共施設の移転など、新たな機能を導入すべきであるとなっております。

1枚めくっていただきまして、5ページに入ります。

郷土資料館については存続すべきである。展示室の規模は縮小し、余剰面積を収蔵スペースに転用すべきである。さらなる収蔵場所の確保については、文化センターの内外に収納機能を移設させる。デジタルアーカイブ化を行う。近隣自治体との広域連携等の方策を検討すべきであるとなっております。

プラネタリウム館については、意見集約に至らなかったことから、両論併記となっております。プラネタリウム館は存続すべきであるという考えについては、その理由として、白井市のシンボルの施設であるとの意見もあったこと、小・中学校や幼稚園等での学習利用に多く利用されていることとなっております。プラネタリウム館は廃止すべきであるとの考えについては、その理由として、近隣にプラネタリウム館があること、学習利用はウェブサービスなどで代替可能であること、施設の採算性、利用頻度が低いこととなっております。

そして最後、6ページに、文化センターは複合施設であるため、共用部分についても提言が示されています。エントランスホールは、ミニコンサートやワークショップなどのイベント会場として活用すべきである。現在空きスペースとなっている喫茶スペースをコワーキングスペースや飲食スペース等に活用すべきである。外部空間（前庭、中庭）との一体的な利用を検討すべきである。検討委員会以外からも、利用方法について意見を求めるべきである。また、その際は、安全性に配慮したものとすべきであるとなっております。

そして、6ページの最後、下に3ということで、最後に「施設の整備方針に関して」と題して、本検討委員会の中では、文化センターの各施設、機能のあり方に関して、市の上位計画や財政状況、施設の利用状況、劣化状況等の検討を通して、現状維持や縮小から廃止まで様々な意見が上がりました。各施設については、本検討委員会での議論内容を十分に踏まえつつ、今後、市が新しい施設の方針を示し、それに沿った再整備が行われることが望まれますと結んでいます。

なお、先ほど教育長からもございましたが、3月2日の提言書提出の際に、小川委員長から以下のような話がありましたので、併せて御報告をさせていただきます。

検討委員会では、文化センターを構成する4館の利用方法を社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、現状にとらわれずに、ゼロベースで今後の利用方法について、拡大、現状維持、縮小、廃止を検討したこと、検討に際して、近隣市町における文化施設の設置・稼働状況、市の財政状況、人口推計についての状況を確認するとともに、各種市民アンケート、関係団体ヒアリング、市民ワークショップ及び現地見学会の結果報告や、施設機能を維持した大規模改修を行うための費用に対して確認・検討を行い、各委員からの意見聴取を行いつつ議論を進めたこと。

各館について、文化会館は市民の発表の場や、優れた文化芸術の発信の場として利用されていること。図書館は、市民が本に気軽に触れられる場としての役割を担っていること。郷土資料館は、市の

歴史に触れることにより、郷土愛を育む役割を担っていること。プラネタリウム館は、市内の幼稚園、小・中学生の学習利用に加え、オリジナルのプログラムを作成するなど、市のシンボリックな施設となっていること。

そして、文化センターの各館が、これまで市の文化芸術活動や生涯学習活動の拠点としての役割を果たしてきたと評価する一方、今後、少子高齢化や人口減少などといった急激な社会情勢の変化もあり、現状のままで大規模改修を行うことは、費用面も考えると、将来世代に過大な負担を残すことも懸念されるため、文化会館、図書館、郷土資料館については存続をすべきではあるが、規模の縮小や機能面のさらなる検討などを進めることが望ましいとの意見が多かったこと。そして、プラネタリウム館については、意見の集約に至らなかったことから両論併記になったので、教育委員会で結論を出していただきたいとのことでございました。

以上、文化センターのあり方検討委員会からの提言書について御報告いたしますとともに、本件につきましては、本日は報告としてだけさせていただいて、次回の教育委員会議に協議事項として改めて上程させていただきまして、委員の皆様にご協議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。今、最後に高花文化センター長からありましたように、この提言書を踏まえて、教育委員会としての方針を次回の4月の定例会で協議し、方針をそこで決定したいと考えております。

特にプラネタリウムについては、両方併記されておりますので、教育委員会としての意見をどちらかで考えていく必要があると思いますので、十分それまでに考えをまとめていただきたいと思います。

それでは、今の報告につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございます。提言書の報告ということで今、聞かせていただきました。この資料、読ませていただきましたが、長い間、あり方検討委員会ということで、いろいろ議論はされたと思います。その中で、一つだけ確認というか聞きたいことがありましたので、質問させていただきます。

6ページの3のところなのですが、施設の整備方針に関してということで、今こういう提言出されて、センター長のほうから、次回の教育委員会の定例会でということでお話ありましたけれども、最終的には、これは大体、予定、例えばこういった形、各大ホール、中ホールなんかでも、図書館なんかでもそうですけれども、縮小、ほかの公共施設に移転させるとか、そういう話がありますけれども。大体こういう最終的な計画が出て、形になるというのは、いつ頃になるのかを分かる範囲でお願いします。

○井上教育長 確認ですけれども、計画がということですか。

○齊藤委員 そうですね。いつ頃に、こういうのが形になってくるというのか。

○井上教育長 計画ができるという感じですか。

○齊藤委員 はい。

○高花文化センター長 ただいまの御質問ですけれども、教育委員会議としての結論、方針を頂くことがまず第一になるかと思うのですが、その後に市の行政経営戦略会議にこの結果を報告するのが次になろうかと思っております。そして、そこでの決定事項を基に、次に、この提言書に基づいて、どのよう

な計画を立てていこうかというところを検討していくということになりますので、少し、まだ細かいことについては、時期的なものというのは、まだ見通しが難しいのかなというふうには考えております。

○齊藤委員 分かりました。それでは、今後の会議で進め方ということで、認識でよろしいですか。

○高花文化センター長 逐次計画が進みましたら、また教育委員会議等で御協議等、御報告等はさせていただきますと考えております。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○井上教育長 まとめますけれども、次回の4月の定例会で教育委員会としての方針を出し、それを市長部局のほうに提出すると、そういう流れになるということでございます。よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますか。

○川嶋委員 この資料を受け取ったときに、読み方も分からないですし、令和3年1月28日に、あり方検討委員会、発足はしましたが、全体的に見ると、以前からずっと持ち越していたことが、やっとここで表面化したわけで、経緯とかをこの資料だけで判断するのは難しいですし、私たちがこの中で、合議制で決めるというのも今のこの段階で来月にお返事、というのでは物足りないかなと思います。できれば、この資料についてレクチャーしていただく機会を設けていただくと助かりますが可能ですか。

○高花文化センター長 まず、なぜあり方の検討を開始するに至ったかという、そもそものところですとか、その辺りの補足説明と、川嶋委員から、この資料だけで判断するのは非常に難しいという率直な御意見を頂きましたので、資料を準備して説明の場を設けたいと考えております。

○井上教育長 それについては、教育委員会としても、その場を設定するように考えますので、よろしくお願いします。日時等については、また後ほど説明いたします。ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号について終わります。

以上で公開の部分を終了とさせていただきます。

午後2時50分

(休憩10分)

午後3時00分 開議

非公開案件 議案第7号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 報告第1号「令和4年度末及び令和5年度白井市小中学校職員人事異動について」

○井上教育長、以上で本日の議決、報告事項を終了いたします。

この後の進行は、事務局にお返しします。

○金井教育総務課長 教育長におかれましては、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。これより、事務局が進行を行います。

○その他

○金井教育総務課長 日程5のその他です。何かございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回臨時会を終了いたします。本日はお疲れさまでした。

○井上教育長 どうもお疲れさまでした。

午後3時35分 閉 会